

新聞・書籍等への軽減税率適用を求める意見書

国土が狭く、資源も少ない我が国が明治以降、世界有数の先進国となった背景には、活字文化の浸透による高い識字率があります。とりわけ、新聞・書籍は活字文化の中心的な役割を果たしてきました。

新聞は広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く提供することで、民主主義の健全な発展や活字文化の向上に尽くしており、書籍とともに国民の知る権利にも応えています。

欧州の大半の先進国は、品目別の複数税率を導入し、食料品などとともに新聞・書籍にゼロ税率または軽減税率を適用しています。新聞・書籍を「民主主義の公共財」と位置づけ、「知識課税は避ける」との理念が浸透しているためです。我が国においても、新聞・書籍は重要な「知的インフラ」であり活字文化を支える媒体です。

政府は4月以降、消費税率の引上げを予定しています。経済指標は改善傾向を示していますが、地方では景気回復の実感は乏しいのが現実です。所得が思うように増えない状況下、税率が引き上げられると、家庭の経済的負担は増大し、やむなく新聞や書籍の購読、購入を中止するケースが増えるといった懸念は拭えません。年金生活の高齢者から若年層まで、国民が希望する新聞、書籍を手軽に読み続けられなくなれば、活字文化の衰退を招くことにもなりかねません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望します。

- 1 消費増税に当たり複数税率を導入すること。
- 2 新聞・書籍等への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月18日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて